

困ったなあに答えます

佐々木知子
法律相談



佐々木知子
弁護士
帝京大学法学部教授

兄の消息が分からず、
遺産相続で困っています。

行方不明の兄のことでご相談です。

兄は私より三つ上なので、生きていれば45歳です。ずっと別に暮らしていたし、特に仲が良いわけでもないので、事情はよく分からぬのですが、親が言うには、数年前から全く連絡がないようです。それでもたまに連絡があるといえば金の無心くらいで、どこに勤めているのか住んでいるのか分からず、まともな暮らしはしないと感じていたようです。事件報道で名前が出なければよいかという感じで、まさに、便りのないのは良い便り、くらいでした。

ところがこの度、父が突然亡

くなり、そうしたら後を追うようになります。

兄の戸籍を取りましたが本籍地は実家のままで、住民登録地も東京を最後に20年以上変わっていません。そこに手紙を出しましたが案の定、宛先不明で戻ってきました。両

親は携帯を持たず、兄の電話の登録もありません。

遺産は、親が最後まで住んでいた地方の一軒家の他は、年金が振り込まれる通帳とあと1通が見つかり、併せて残高は500万円程度でした。株はやつてなかつたし、借金もなかつたと思います。

兄と遺産分割協議といつても、どうすればよいのか途方に暮れています。

法的な解決策は二つあります。
家庭裁判所に申し立てましょう。

それは本当にご愁傷さまでしたね。親御さんとしてはそうは言つても大事なご子息だったはずで、とても心配し、最後まで気に掛けておられたと思います。警察に相談に行っても、大人の失踪については、事件性がない限り、捜索願など受け付けてくれませんしね。本当にどこでどうしているのか、たぶん人間関係そのものが希薄なので、お兄さまの周囲の誰からも風の便りさえ届かないのでしょうか。

さて当面の遺産分割問題です。このまま放つておくとどうなるかといえば、登記名義が故人（お父さま）のままでは売却などはできません。固定資産税については通知が来れば払えばよいですが、預金については解約も受領もできない、要するに塩漬けです。ただご両親の死亡事実は年金事務所にはできるだけ早く知らせてください。そうでないと後で面倒になりますので。

本来は相続権が半分あるお兄さまについて、法的に取れる手段は二つです。一つは不在者

財産管理人を置くこと（民法25条）。もう一つは失踪宣告を受けること（同30条1項）。どちらも家庭裁判所にその旨申し立てるのは同じです。

後者は生死が7年間明らかでないことが要件で、生存を確認できた最後の日を起算点として、それから7年間が満了した時に死亡したものとみなされます。親御さんであればお兄さまの最後の音信がいつだったか思い起こせるかもしれません、ご相談者にそれが分かりますか？ 親御さんは交流があつたようなので、その様子を聞いた時を思い出せませんかね。それがクリ

アできれば、失踪宣告の方が法的な関係はきれいに片付きます。しかし、後でもし本人が現家庭裁判所にその旨申し立てるのは同じです。

後者は生死が7年間明らかでないことが要件で、生存を確認できた最後の日を起算点として、それから7年間が満了した時に死亡したものとみなされます。親御さんであればお兄さまの最後の音信がいつだったか思い起こせるかもしれません、ご相談者にそれが分かりますか？ 親御さんは交流があつたようなので、その様子を聞いた時を思い出せませんかね。それがクリ